

○国土交通省告示第五百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

国土交通大臣 前原 誠司

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川最上川水系須川改修工事（須川引堤・山形県山形市大字中野目字赤坂地内及び同県東村山郡中山町大字長崎字川前道下地内）

第3 起業地

1 収用の部分 山形県山形市大字中野目字赤坂地内  
山形県東村山郡中山町大字長崎字川前道下地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県東村山郡中山町大字長崎字落合地内から同町大字達磨寺字達磨地内までの左岸延長2,620m区間及び山形県寒河江市大字寒河江字砂川原地内から山形市大字中野目字旭前地内までの右岸延長1,860m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川最上川水系須川改修工事（須川引堤）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一級河川最上川水系須川（以下「須川」という。）は、山形県と宮城県との県境に位置する舟引山に源を發し、一級河川最上川水系前川、同蔵王川、同酢川等の支川と合流し、山形盆地に入り、一級河川最上川水系馬見ヶ崎川及び同立谷川等の支川を合わせながら、山形県天童市で一級河川最上川本川と合流する幹線流路延長44km、流域面積681km<sup>2</sup>の河川である。

須川は、その流域に山形県の県都である山形市を擁するなど、地域の社会及び経済において重要な河川となっている。

須川の流域は、盆地型気候で夏冬及び朝夕の気温較差が大きく、年平均降水量は約1,120mmと多くはないものの、前線や台風に伴う豪雨による洪水によりたびたび災害が発生しており、大正2年8月に既往最大の洪水に見舞われたほか、昭和56年8月の台風15号による洪水では、須川流域等において、負傷者6名、床上全半壊76戸、床下浸水230戸、田畑の冠水999ha等の被害が発生するなど、内水による浸水被害が多発している。

須川の治水対策は、平成11年12月に最上川水系河川整備基本方針が、平成14年11月に最上川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、年超過確率1/30年規模の洪水に対応し、主要地点鮎洗における目標流量1,600m<sup>3</sup>/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことから、洪水時にたびたび内水被害が発生し、今後、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、整備計画等に基づく目標流量2,100m<sup>3</sup>/秒を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、多発する洪水時の内水被害に対応することができるほか、越水や河川の氾濫等の水害の軽減にも寄与することが認められる。

なお、本件事業による騒音及び振動等の生活環境等に及ぼす影響については、平成21年3月に起業者が任意に検討を行った結果、環境基準等を満足するとの結果が得られている。なお、起業者は、工事の施工にあたって周辺に影響が考えられる場合には、超低騒音機械を使用するなど、必要に応じて騒音対策を実施することとしており、併せて粉塵災害対策として散水等を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価が義務付けられた事業ではないが、本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある動植物に与える影響について、既存文献等を基に平成21年3月に起業者が任意に環境に関する調査を実施している。その結果によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオオワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ等が確認されているが、本件事業により直接改変される地域内に営巣は確認されていないことなどから影響は軽微と認められる。なお、起業者は、有識者の指導及び助言を基に流下能力を阻害しない範囲内で周辺環境等を保全するなどの措置を講ずることとしている。

また、須川流域においては、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているゲンゴロウブナ等の魚類を始めとして、鳥類や植物等の希少種が確認されるなどしていることから、起業者は、有識者の指導及び助言を基に河川環境の保全及び再生に配慮した工事を行い、生育環境への影響を軽減させる措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、既に全箇所の発掘調査を完了しており、このうち1箇所については、遺物出土がなかったため手続不要とされ、残る2箇所についても、山形県教育委員会と協議を行い、記録保存を行うといった適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから、洪水時に内水被害が多発し、今後、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として、引堤、堤防の嵩上げ及び河道の掘削を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の堤防法線の決定に当たっては、堤防を左岸側に引堤する申請案、右岸側に引堤する案及び左右両岸を均等に引堤する案について、現堤防の嵩上げ及び河道掘削を含め総合的な検討が行われている。3案を比較すると、堤防を右岸側に引堤する案は、堤防法線が現河道から大きく外れるとともに、沿川の多くの住宅の移転を余儀なくさせることから、事業費が最も大きくなるとともに、現在の土地利用状況に与える影響も最も大きくなる。また、左右両岸を均等に引堤する案については、本件区間のほとんどが引堤となることから、施工期間が長期に渡ることに加え、申請案に比べ取得面積が多く、支障となる物件も多くなる。

一方、申請案は、現堤防との重複区間が他案より長くなることから、工事量が最も少なく、また、右岸側の大規模な住宅連たん地域を極力避けるものとされていることなどから、取得面積が最も少なく、事業費も廉価となり、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、河道が狭小なことから、洪水時に内水被害が多発し、今後、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図り、整備計画等に基づく目標流量を安全に流下させる必要があると認められるとともに、洪水による水害等を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、山形市長を会長とする最上川上流村山地区改修期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県山形市役所及び同県東村山郡中山町役場